

2026年度

## 被扶養者状況確認(検認)を実施します

今年度も健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づき、皆さまの大切な保険料を公正に運用するため、被扶養者の資格調査(検認)を行います。

被扶養者の喪失漏れ、就職や収入増加等で本来扶養から外れる方が含まれていた場合、保険給付費やすべての拠出金等の支出に影響を及ぼすことから、調査へのご協力をお願いしています。



### 対象者

18歳以上の被扶養者全員

### 提出期限

6月中旬頃開始～7月中旬提出

### 調査の方法

①被扶養者調書(配偶者等は裏面も必ずご記入ください)

②学生は学生証の写しまたは在学証明書

学生以外はどなたも令和7年の課税証明書(市区町村発行)が必要です。

※その他必要書類は収入状況により異なりますので、

お送りします調書・注意事項をお読みになりご用意下さい。

収入が扶養基準を明らかに満たしていなかった方以外に、右記に該当する方は本調査の対象となります。

- 給与・年金以外の収入がある方(確定申告をしている方)
- マイナンバー制度による情報連携により収入を確認できなかった方
- 被保険者と別居している方(単身赴任を除く)
- 健保組合が検認を必要とした方

## 年収の壁・支援パッケージ 「130万円の壁」への対応

厚生労働省の措置に基づき、年収130万円(被扶養者を除く19歳以上23歳未満の方は150万円、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある場合は180万円)以上となっても、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な増収である旨の事業主の説明を添付することで、扶養継続を可能とします。

※基本給の変更等で年間収入が恒常的に130万円以上となる場合は、従来通り扶養から外れることとなります。

